

令和4年4月13日

簡単な作業をするだけで「誰でも1日当たり数万円を稼ぐことができる」などの勧誘により「副業」の「マニュアル」を消費者に購入させた事業者に関する注意喚起

令和元年から令和3年の夏までにかけて、簡単な作業をするだけで「誰でも1日当たり数万円を稼ぐことができる」などというLINE[®]のメッセージによる勧誘を受け「副業」の「マニュアル」を購入してしまったが、実際の「マニュアル」に記載された「副業」の内容は告げられたものとは異なっていたなどという相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、株式会社サポート（以下「サポート」といいます。）及び個人事業主5名（以下「本件6事業者」といいます。）が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知及び断定的判断の提供）を行っていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1 事業者の概要

本件6事業者の概要は下表のとおりです。

No.	事業者名	所在地・住所
1	株式会社サポート （代表者 山崎 雄貴） （法人番号 7013301043247）	東京都豊島区西池袋五丁目2番13号菱和パレス立教通り2F
2	岡戸 りょう（おかどりょう）	東京都豊島区東池袋1-40-1クロサワ駅前ビル5F
3	木村 里奈（きむらりな）	大阪市北区梅田1-2-2大阪駅前第2ビル2F
4	小山 忍（こやましのぶ）	さいたま市南区太田窪四丁目9番24号
5	山崎 ゆうき（やまざきゆうき）	東京都新宿区新宿4-1-22 新宿コムロビルD702号
6	山下 智也（やましたともや）	東京都新宿区中落合2-7-10-201

注1 同名の別会社や、同姓同名の別の個人と間違えないように御注意ください。なお、No.1の事業者の法人番号は、令和4年3月15日時点のものです。また、No.2からNo.6までの事業者名等は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に基づく表記としてウェブサイトに表示されていた内容です。

注2 本件6事業者の本件マニュアルの販売には、株式会社USグループ¹が関与していました。

¹ 登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスである「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」の一つ。

² 代表者：栗林卓也、法人番号：6010401091598、所在地：東京都新宿区西新宿六丁目20番7号-1117（令和4年3月15日時点）

2 具体的な事例の内容

本件6事業者が販売した「マニュアル」は、一部の重複を除いてそれぞれ内容が異なりますが、消費者に「マニュアル」を購入させる手口はほとんど同じであり、概要は次のとおりです。

- (1) リスティング広告³により「副業」の「ランキングサイト」等へ誘導されます
消費者がスマホやパソコンを用いて、検索サイトで「副業」などと検索すると、本件6事業者が紹介する「副業」の広告が表示されます。

消費者が広告内のリンクをクリックすると、「副業」の「ランキングサイト」(別紙1)にアクセスします。

- (2) 育児中の母親と称するLINEアカウント等とのトークへ誘導されます

消費者が、前記(1)の「副業」の「ランキングサイト」内から、LINEの友だち登録のバナーをクリックし友だち登録をすると、育児中の母親であると名乗る者のLINEアカウント(以下「勧誘LINEアカウント」といいます。)等とのトークに誘導され、勧誘LINEアカウントからメッセージが送信されてきます。なお、本件6事業者は、一部の事業者を除き、それぞれ、勧誘LINEアカウントを複数使用していました。

- (3) 勧誘LINEアカウントから稼げる「副業」を紹介すると勧誘するメッセージが送信されてきます

本件6事業者はそれぞれ、勧誘LINEアカウントから、消費者に対し、簡単な作業で稼げる「副業」を紹介すると勧誘するメッセージを送信し、この「副業」に興味を持った消費者に対して、この「副業」を行うためには、「マニュアル」を購入する必要があると伝え、「マニュアル」の料金として2万円前後の代金を支払わせるよう仕向けます。

勧誘のメッセージの内容は別紙2のとおりであり、「マニュアル」を購入すれば1日数分の簡単な作業をするだけで誰でも1日当たり数万円を稼ぐことができる「副業」を行うことができるなどと勧誘していますが、具体的にどのような作業を行うものであるかは明かされません。

- (4) 提供される「マニュアル」に記載された「副業」の内容は、勧誘LINEアカウントのメッセージによる勧誘の際の「副業」の内容と異なっていました

消費者が、前記(3)のメッセージによる勧誘に興味を持ち、「マニュアル」を購入し代金を支払うと、「マニュアル」を閲覧するためのURLが勧誘LINEアカウントから送信されてきます。

消費者は、そのURLをクリックして「マニュアル」を読みますが、そこに記載されていた「副業」の内容は別紙3のとおりであり、前記(3)の勧誘LINEアカウントのメッセージによる勧誘の内容と異なった内容でした。

- (5) 代金の後払いを選択した消費者に対し、訴訟を提起すること等を示唆して支払を催促するメッセージが送られてくることがあります

代金の支払に当たり、勧誘LINEアカウントから、先払いとするか後払いとする

³ 検索結果の中に表示される、検索内容に連動して掲載される広告。

かを問われます。代金の後払いを選択した消費者には、代金を支払わない場合は、「裁判を起こす」、「金融事故扱いとなり全ての信用情報機関に登録される」、「被害届を提出する」などと示唆して、消費者に「マニュアル」の代金の支払を強く催促するメッセージが送られてくるがありました。

3 消費者庁が確認した事実

(1) 不実告知

本件6事業者は、それぞれ「副業」の「マニュアル」を販売するに当たり、前記2(3)のとおり、勧誘LINEアカウントから送信する勧誘メッセージにおいて、あたかも、1日数分の簡単な作業をするだけで相当の稼ぎを得られる「副業」であるかのように勧誘していましたが、実際に提供していた「マニュアル」に記載されていた「副業」の内容は別紙3のとおりであり、勧誘時の説明と異なるものでした。

(2) 断定的判断の提供

サポート、木村里奈、小山忍、山崎ゆうき及び山下智也は、別紙3のとおり、消費者に対し、簡単な作業をするだけで「誰でも1日当たり数万円を稼ぐことができる」と勧誘していましたが、当該金額を稼げるかどうかは、自身で用意した情報が売れるか否か、自身が提供した役務の出来等の事情によって左右されるものであって不確実なものでした。

(3) 本件6事業者の「マニュアル」販売に関与する会社について

本件6事業者の集客のためのリスティング広告の掲載には、「株式会社USグループ」という会社に関与していました。同社は、本件6事業者のうち一部の事業者の「マニュアル」の販売に関して、勧誘LINEアカウントから消費者に送信するLINEメッセージについてアドバイスを行ったり、消費者の「マニュアル」の代金の支払先となるなど、「マニュアル」の販売に深く関与していました。

4 消費者庁から皆様へのアドバイス

○ 具体的な仕事内容を一切明らかにせず「副業」を行うための「マニュアル」を売りつけようとする事業者には注意しましょう

コロナ禍の影響により本業の収入が減るなどして、「副業」に興味を持つ消費者が増加していると考えられますが、インターネット上には、そのような消費者に対して、具体的な仕事内容を一切明らかにせず、簡単な作業をするだけで誰でも稼ぐことができるなどと勧誘し、「副業」を行うためには「マニュアル」等が必要であるとして情報商材を売りつけようとする事業者が多数みられますので注意しましょう。

これまでの消費者庁などによる調査、消費生活センターに寄せられた相談の内容によれば、インターネット上で販売される「副業」の「マニュアル」等の情報商材を購入すれば、簡単な作業を短時間するだけで誰でも1日数万円を稼ぐことができる、ということはずあり得ません。

○ 実際には初期費用が掛かるにもかかわらず、掛からないと勧誘をしてくる事業者には注意しましょう

「副業」を行うか否かを判断するに当たって、最初にどのような費用が掛かるかという点は重要な考慮要素となります。この初期費用について、最初は、一切掛からないなどと勧誘していたにもかかわらず、興味を持って話を聞いてみると、「マニュアル」等の購入費用が掛かるということを後から説明されることがあります。また、「費用については副業の収益が出た後の後払いでも構いません」などと説明し、実際に「マニュアル」を見た消費者が、最初に説明されていた「副業」の内容と全く異なることを理由にキャンセルを申し出ても、キャンセルできないと主張し、代金を支払わせようとすることもあります。

この初期費用に関する説明のように、事業者の説明に事実と異なる点があったり、事業者の説明に違和感を覚えた場合は注意しましょう。

○ 「副業」に関して被害に遭ったらあきらめずにすぐに「188（いやや!）」へ電話してみましょう

本件では、消費者が消費生活センターに相談し、消費生活センターのあっせんにより「マニュアル」の代金を取り戻すことができたという事例や、「副業」についての広告や勧誘の内容と実際に「マニュアル」に記載されていた副業の内容が異なっていたことを理由に、代金を支払うよう強く催促するメッセージに応じず、代金を支払わないで済んだという事例が複数確認されています。

「副業」の「マニュアル」を購入してしまった場合でも、代金を取り戻すことができる、又は代金を支払わずに済む可能性があるので、金額の多寡にかかわらず、あきらめずに「188（いやや!）」へ電話して相談してみましょう（最寄りの消費生活センターに繋がります。）。

【本件に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名（公表日）	URL
消費者庁	写真を貼り付けるだけの簡単な作業で儲かる副業ビジネスを紹介するとして7,000円程度のテキスト教材を消費者に購入させ、その後に電話勧誘により著しく高額な金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（令和3年11月19日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/026603/
消費者庁	無在庫での転売ビジネスのノウハウを提供するなどとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（令和3年4月28日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/024011/
独立行政法人国民生活センター	「転売ビジネス」で稼ぐつもりが…簡単には儲からない！ーネット広告やSNSの情報、友人からのうまい話をうのみにしないでー（令和3年2月10日）	http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210210_1.html
消費者庁	「在宅スマホ副業で7日で20万円稼げる人続出中！」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成31年2月13日）	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2018/pdf/release_2018_190213_0001.pdf

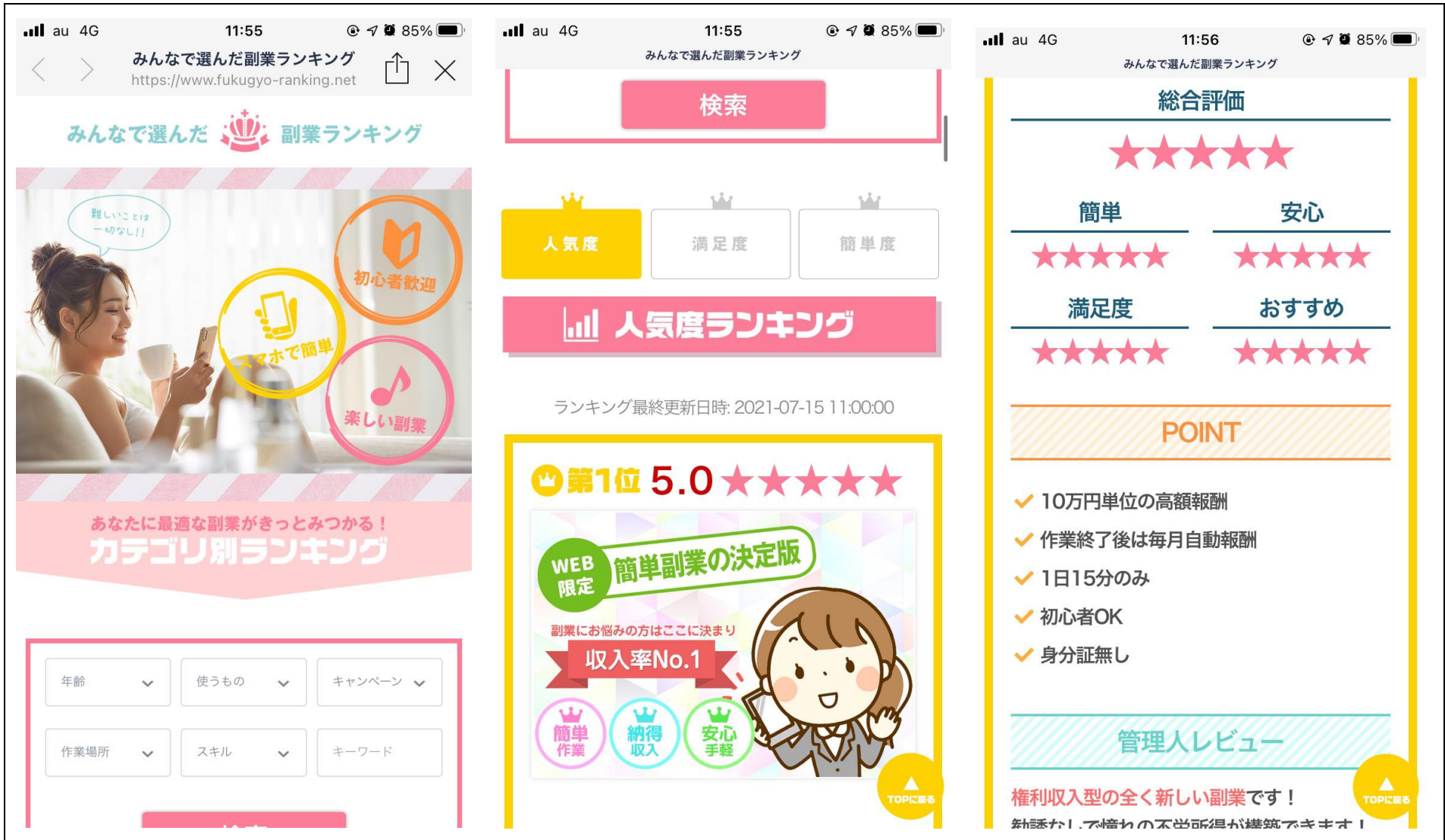
相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターなどをご案内します。）
電話番号 188（いやや！）
 - ◆ 警察相談専用電話
電話番号 #9110
- ※いずれも局番なし

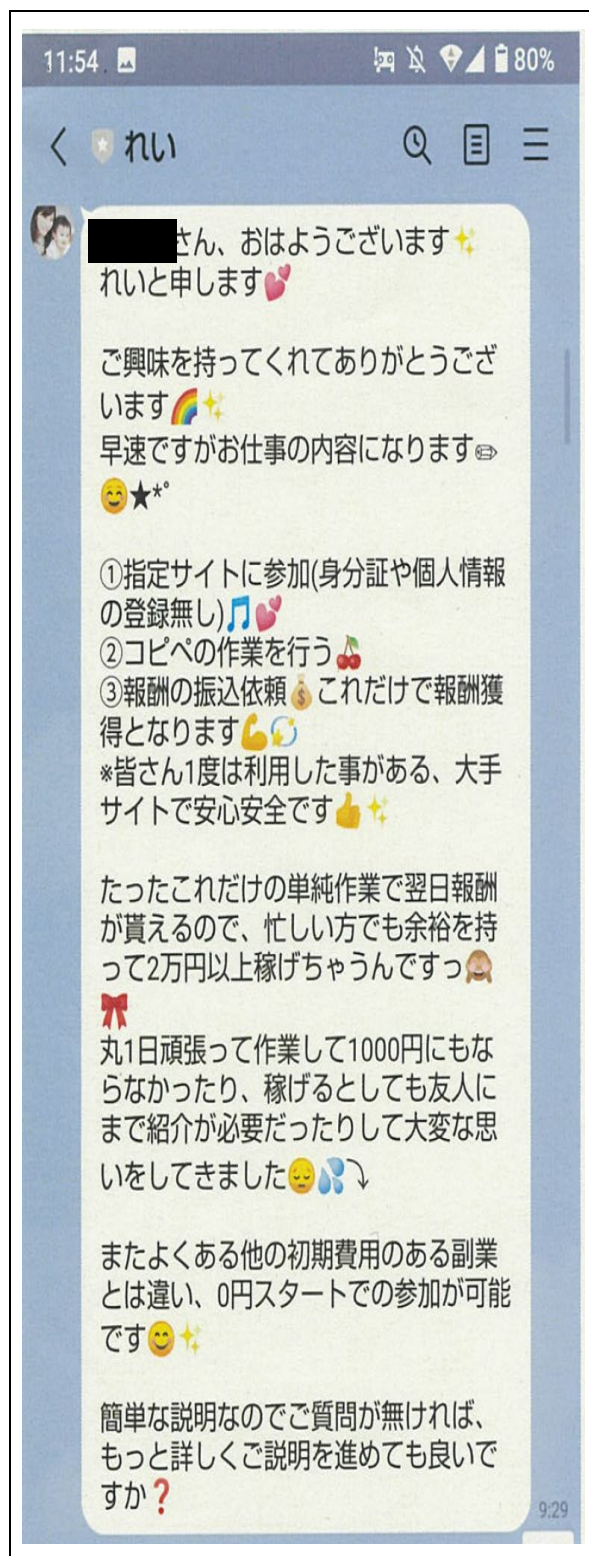
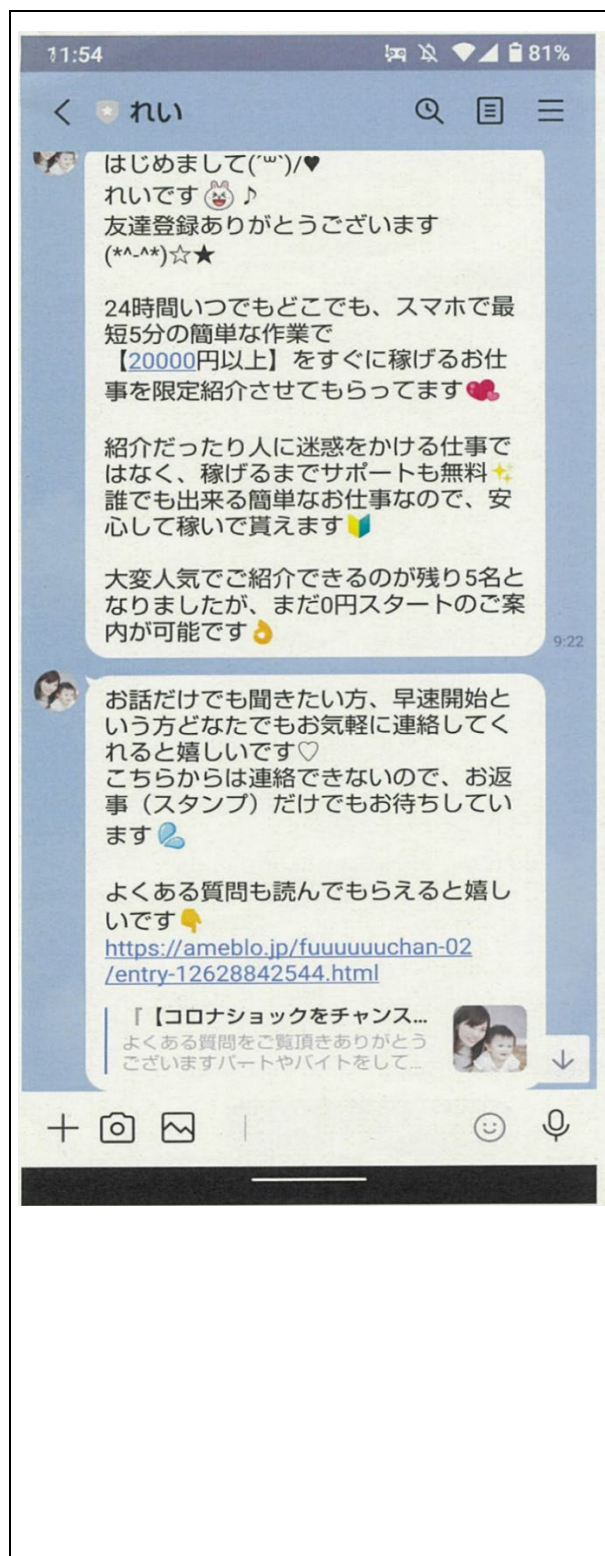
公表内容に関する問合せ先

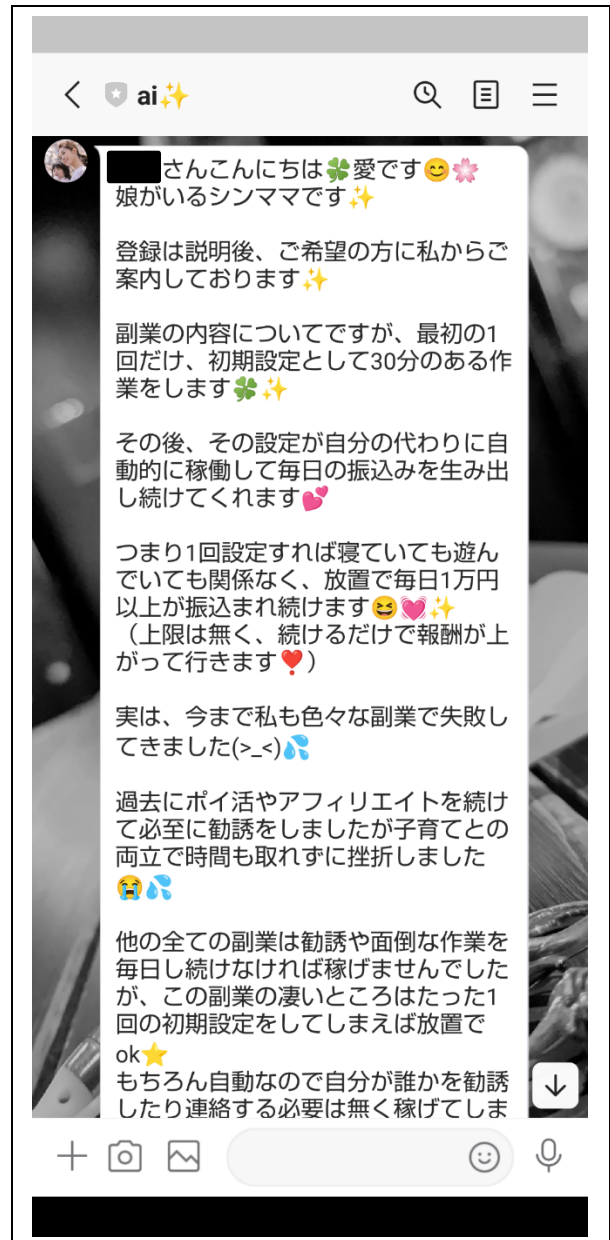
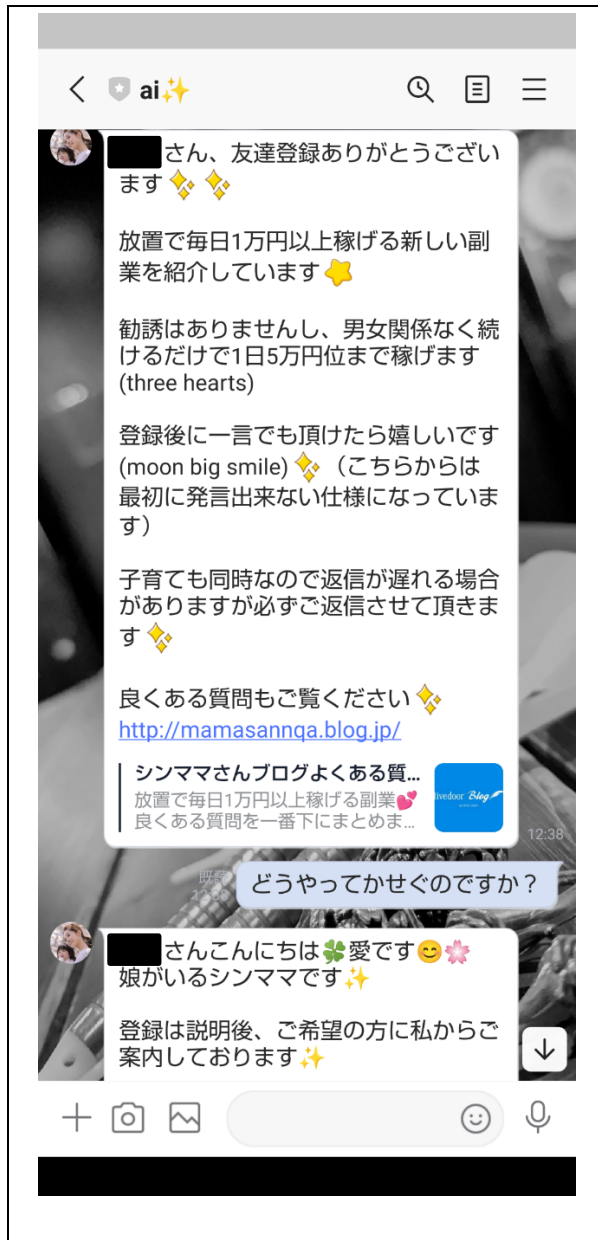
消費者庁 消費者政策課財産被害対策室
TEL:03-3507-9187 FAX:03-3507-7557

「副業」の「ランキングサイト」の例（「みんなで選んだ副業ランキング」）



「副業」の「マニュアル」についての勧誘（LINE メッセージ）の例





LINE のメッセージによる勧誘時に説明された「副業」の内容と「マニュアル」に記載された「副業」の内容

1 サポート

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
- 誰でもスマホ一つで毎月 60 万円以上稼げる凄い副業を紹介させて頂いてます - 気になるお仕事の内容ですが、ネット初心者が簡単に稼げる案件が 1000 件程あり、その中からご自由に選べちゃう夢のような副業です	副業の内容は、サポートとは無関係の「クライアントが個人に仕事を発注できるウェブサイト」に登録し、クライアントと業務委託契約を締結して業務を遂行しその内容に応じて報酬を得るというものであり、誰でもスマホ一つで毎月 60 万円以上稼ぐことができる副業ではありませんでした。

2 岡戸 りょう

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
- 早速、副業の流れをご説明しますね たったの 4 ステップで簡単なものです (1) スマホで 2 分の簡単登録 (2) 好きな作業を選択 (3) <u>テンプレート通りに入力</u> (4) 報酬確認 作業は、<u>1 日 10 分程度を目安に、毎日 3 万円稼げてる簡単な副業をご紹介します</u> - こちらの副業の内容ですが <u>スマホだけで、あらかじめ用意されているテンプレートを使用して、“あとは待つだけ”で報酬になっちゃいます</u>なのに高単価で、1 回 5000 円～5 万円以上になる作業が無限にあり回数制限もナシ	副業の内容は、岡戸りょうとは無関係の「登録者が自らの提供する役務又は販売するデジタルコンテンツの内容をウェブサイトに掲載してクライアントを募集することができるサービス」に自らの提供する役務等（役務提供の場合は最短 30 分間）の内容を登録・公開し、当該役務等の提供を欲するクライアントからの依頼があれば、当該役務等を提供して報酬を得るというものであって、テンプレートどおりに入力して“待つだけ”で報酬が得られるという副業ではありませんでした。

3 木村 里奈

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
・ <u>放置で毎日1万円以上稼げる新しい副業を紹介しています</u> <u>勧誘はありませんし、男女関係なく続けるだけで1日5万円位まで稼げます</u> ・ <u>副業の内容についてですが、最初の1回だけ、初期設定として30分のある作業をします</u> その後、その設定が自分の代わりに自動的に稼働して毎日の振込みを生み出し続けてくれます ・ <u>この副業の凄いところはたった1回の初期設定をしてしまえば放置でok</u> もちろん自動なので自分が誰かを勧誘したり連絡する必要は無く稼げてしまいます <u>あとは1週間に1回だけ5分程度のメンテナンスをするだけでokなんです</u> ・ <u>ただマニュアル通りにして稼げなかったという事例は今までありません</u>	副業の内容は、木村里奈とは無関係の画像・動画投稿サイトにおいて、自身で仕入れた「情報」を販売するというものであり、初期設定を行うだけで自動的に毎日報酬が得られるという副業ではありませんでした。

4 小山 忍

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
・ <u>24時間いつでもどこでも 最短5分のスマホ作業で【20000円】を即稼げる仕事を30名様限定紹介させてもらってます</u> ・ <u>誰でも出来る簡単な仕事なので、安心して稼いで貰えます</u> ・ <u>安心安全はもちろん毎月の維持費だったり退会費は一切なく、今までお仕事をして稼げなかった事例は一切ありません</u> ・ <u>早速ですがお仕事の内容になります！ ①指定サイトに参加 ②コピペの作業を行う ③報酬の振込依頼</u> この手順に沿って送るだけで報酬は確定します	副業の内容は、小山忍とは無関係のオークションサイトにおいて、履き古した靴やブーツなどを自身で仕入れ、出品して売上げを得るというものであり、指定されたウェブサイトにおいて、誰でも簡単にできる単純な「コピペ」（コピーアンドペースト）の作業を行うだけで報酬が振り込まれるという副業ではありませんでした。 なお、このオークションサイトでは、ガイドライン細則により、使用済みであって汗や臭いがあることをうたうなどの不衛生な商品の出品は禁止されています。

5 山崎 ゆうき

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
・ 24時間いつでもどこにいてもスマホで最短5分の簡単な作業で毎日2万円以上が即日稼げるお仕事を30名限定で紹介させてもらってます。簡単なコピーの作業でスマホさえあれば誰にでも出来てしまうお仕事です。 ・ 最短で今日から稼げる仕事内容を説明をしちゃいます！ ● サイト内でコピーを行う ● 振り込まれた報酬の確認 これだけの単純作業で即日報酬が貰えるので、忙しい方でも余裕を持って稼げちゃうんです。 ・ 簡単な作業でどなたでも稼いで貰えちゃうのでご安心ください。稼げる金額は1日2万円～6万円です。 ・ 今までお仕事をして稼げなかったという事例は一切なく、作業すれば誰でも稼げる内容になるから皆様稼いでから後払いして貰ってます。	副業の内容は、山崎ゆうきとは無関係のオークションサイトにおいて出品されている「情報商材」の出品者に対し、商品ページ内の「質問」欄に、情報商材の売上げを上げる方法があると勧誘し、依頼を受けて有料で当該方法を教えることで報酬を得ることができるというものであり、情報商材の売上げを上げる方法は自ら考案しなければならないものであって、ウェブサイト内で「コピー」の作業を行うだけで報酬が振り込まれるという副業ではありませんでした。 なお、オークションサイトでは、ガイドライン細則により、落札システムを利用しない取引を誘引することは禁止されています。

6 山下 智也

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
・ 放置で毎日1万円以上稼げる新しい副業を紹介しています。勧誘はありませんし、男女関係なく続けるだけで1日5万円位まで稼げます。 ・ 副業の内容についてですが、最初の1回だけ、初期設定として30分のある作業をします。その後、その設定が自分の代わりに自動的に稼働して毎日の振込みを生み出し続けてくれます。 ・ この副業の凄いところはたった1回の初期設定をすれば放置でok。もちろん自動なので自分が誰かを勧誘したり連絡する必要は無く稼げてしまいます。あとは1週間に1回だけ5分程度のメンテナンスをするだけでokなんです。	副業の内容は、山下智也とは無関係の画像・動画投稿サイトにおいて、自身で仕入れた「情報」を販売するというものであり、初期設定を行うだけで自動的に毎日報酬が得られるという副業ではありませんでした。 なお、画像・動画投稿サイトの運営者から、規約に違反するとして「情報」の販売ページが削除された消費者もいます。